

児童相談業務評価検証部会 29年度評価報告書のあらまし 児童虐待による重症事例の検証について

<事例の概要>

- ・平成27年9月、本府内において母が当時4ヶ月の男児を床に打ち付け、意識障害を伴う重症を負わせたことから逮捕・起訴され、傷害罪による実刑判決を受けた。
- ・児童相談所や要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）での経過はなかったものの、関係機関で多くの関わりがあり、結果として重大な事態を防げなかったもの。



<確認された事実>

- ・市役所窓口対応時に若年妊婦、墮胎経験、実父の借金、墮胎の迷いなど、複数のリスク要因について把握したものの、要保護児童対策調整機関（以下、調整機関）への情報提供がなされなかった。
- ・家庭支援センター婦人相談部門において、上記と同様の相談を受けたが、同センター内児童相談部門と情報共有が行われなかった。
- ・要対協の役割や位置づけが関係機関及び関係部署に充分周知されておらず、情報を集約することの意義が伝わっていなかった。
- ・新生児訪問において、リスク要因の事前把握ができておらず、訪問時の様子を見て「問題なし」と判断した。乳児全戸訪問においても、母子と会えなかったが、新生児訪問の情報を問い合わせるのみで再度の訪問を行わなかった。

課題①：特定妊婦及びハイリスク家庭に対する正しい認識

▶提言：児童虐待の未然防止に向けた関係者の認識の向上と部署業務を越えた課題意識の涵養

- 調整機関に情報集約し、支援方法の検討を行うなど、特定妊婦についての認識を共有すべきである。
- 窓口対応職員は、所管業務に関する対応のみで完結させるのではなく、相談者の家族背景の把握に努めるよう研修の機会などを通して周知徹底しなければならない。

課題②：調整機関への情報集約の体制について

▶提言：調整機関を軸とした関係機関との連携体制の構築と連携の重要性に対する認識の強化

- 要対協の役割や位置づけ、情報共有の重要性など、基本的な事柄について関係部署共通の認識が持てるよう、実務者会議等の場を利用し周知徹底する必要がある。
- 調整機関の職員は、見守りの具体的なポイントを伝えたり、助言やフィードバックを積極的に行うことで、要対協の活性化に努めなければならない。

課題③：家族全体を総合的にアセスメントする専門性の確保について

▶提言：関係職員の専門性及び対応スキル向上の必要性、及び要対協の組織的専門性向上に向けた取り組みの強化

- 援助者は、当事者の生育歴や家族間の関係性など、家族全体の状況についてのアセスメント力を高め、虐待のリスクや緊急度を見極めつつも、家族背景に思いを巡らせながら相談者の心情を細やかに把握できるような専門性を有しておかないといけない。